

修学旅行実施までの対応

＜実施の可否を決定＞

○修学旅行実施学年の在籍生徒数のうち参加生徒が80%を超えているか。

実施

中止又は延期

○20日前までに県への届け出

*中止の場合はキャンセル料が発生

＜健康観察を徹底して実施＞ 実施2週間前から実施当日まで

発熱や風邪症状のある児童生徒がいる

発熱や風邪症状のある児童生徒がない

PCR検査等が必要

PCR検査は不要

陽性

前日までに結果が未確定

陰性

○感染者及び濃厚接触者は参加不可。
○その他の児童生徒については実施可能。
○校内の濃厚接触者が出発までに特定されない場合は、中止または延期する。

保健所等へ相談

○中止又は延期。
*中止の場合はキャンセル料が発生

修学旅行実施

原則、実施2週間前から出発までに感染者または濃厚接触者と特定された児童生徒は参加できません。
*「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン(令和2年8月21日版)」に基づいて対応します。